

津南町地域おこし協力隊員

## 「有害鳥獣対策担当」募集要綱

### 津南町の紹介

新潟県中魚沼郡津南町は、新潟県の南端にあつて長野県と境を接し、南西から北東に流れる信濃川とこれに合流する河川に沿って雄大な河岸段丘が形成されています。

春から夏は涼風に恵まれ、高原性のさわやかな気候が続き、冬の期間が長く、世界有数の豪雪地帯であるため積雪が3～4mになることもあります。

冬に降り積もった雪は水となり、大地を潤し、長い年月をかけて豊富な湧水となります、その湧水は多くの生態系を育み、人や自然に恵みを与えます。豪雪地帯だからこそ育まれてきた世界的にも特異な雪国の生活文化が現在でも残る地域でもあります。喜びや苦労を共にした地域住民と強い絆が生まれ、人と人の繋がりや距離が強く深くなっていきます。

中山間地域では、毎年有害鳥獣による農作物被害が発生し、被害の拡大による農産物の収穫量の減少や農業者の耕作意欲の低下、耕作放棄地の増加が懸念されるほか、地域住民や観光客への人的被害も懸念されています。

高齢化等により、町内の狩猟免許取得者は減少し、鳥獣被害防止対策に特化した人材の確保が急務となっています。

町を有害鳥獣の被害から守る取組を通じ、農家の生産意欲の維持と中山間地域等の活性化に取り組んでいただける方を募集しています。

## 【募集人数】

有害鳥獣対策担当 1名

## 【業務内容】

下記業務に従事いただきます。また、町農林振興課及び町猟友会が活動をサポートします。

- (1) 有害鳥獣の捕獲及び補助（わなの設置、見回り、運搬、解体等）
- (2) 有害鳥獣目撃通報時の聞き取り及びパトロールの実施
- (3) 町民からの有害鳥獣対策の相談・支援
- (4) 電気柵設置時の作業支援
- (5) 津南町鳥獣対策協議会の事務局支援
- (6) 津南町鳥獣被害防止協議会の事務局支援
- (7) モンキードッグ、ベアドッグの導入に向けた検討
- (8) 研修会や町猟友会イベント等への参加
- (9) わな狩猟免許、第一種猟銃免許及び猟銃等所持許可の取得
- (10) その他有害鳥獣対策に関すること

## 【募集対象】

- (1) 概ね年齢 20 歳以上 50 歳未満の方
- (2) 性別 問いません
- (3) わな狩猟免許、第一種猟銃免許及び猟銃等所持許可の資格を取得している方（取得予定者も含む）
- (4) 三大都市圏の都市地域、又は条件不利地域を除く都市地域にお住まいで、期間中に津南町内に住民票を移動できる方
  - ※「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の区域の全部
  - ※「条件不利地」とは、次のア～キのいずれかの対象地域・指定区域を有する市町村をいう。
    - ア 過疎地域自立促進措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）
    - イ 山村振興法
    - ウ 離島振興法
    - エ 半島振興法
    - オ 奄美群島振興開発特別措置法
    - カ 小笠原諸島振興開発特別措置法
    - キ 沖縄振興特別措置法
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) パソコン操作（メールのやりとり、ワード・エクセル等を使用した

簡単な資料作成など)ができる方

(7) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方

(8) 地域住民等と協力・協同しながら意欲的に活動できる方

※上記(1)～(8)にかかわらず、地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当する方は応募できません。

#### 【勤務時間】

1日当たり7時間勤務：午前9時～午後5時（休憩は正午～午後1時）

週5日：月曜日～金曜日を基本とします。

※活動内容により休日や時間外勤務もあります。

#### 【雇用形態・期間】

津南町が会計年度任用職員として任用します。任期中は、地方公務員法の規定が適用されることとなります。服務に関する規定として、下記の規定を遵守いただきます。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）

(3) 秘密を守る義務（同法第34条）

(4) 職務に専念する義務（同法第35条）

(5) 政治的行為等の禁止（同法第36条）

(6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

※勤務時間に支障がない範囲で副業を可とします。

任用の開始時期は任用内定者協議のうえ決定し、任期は令和8年3月31日までとします。その後は町が認めた場合は、1年単位で更新し、任用の開始時期から通算して最長36ヶ月を限度に再任することがあります。

#### 【報酬額】

月額216,683円

※月額報酬のほか、年2回（6月・12月）に期末手当・勤勉手当を支給します。

※給与改定等により、報酬額が変わる場合があります。

#### 【待遇・福利厚生】

(1) 雇用保険、社会保険、労働者災害補償保険制度に加入（個人負担あり）

(2) 転居にかかる費用、家賃、生活備品、光熱水費は本人負担となります。

す。ただし、家賃について町が 1/2 以内の範囲（補助上限 30,000 円）で補助します。

(3) 活動車両、パソコン等を貸与します。

#### 【休日、休暇】

土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始（休日や時間外に活動した時は振替）

#### 【募集期間】

申込受付期間 令和 7 年 3 月 3 日（月）から 随時受付

※応募者があった場合等、予告なく募集を締め切ることがあります。

#### 【応募方法】

別紙の「津南町地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、履歴書（市販のもので可）を添付のうえ、下記の応募用紙郵送先に送付してください。

#### 【選考方法】

(1) 第 1 次審査

応募用紙と履歴書をもとに書類選考します。

(2) 第 2 次審査

第 1 次審査合格者について面接審査を行います。詳細な日程は、第 1 次審査結果を通知する際にお知らせします。

※応募にかかる諸経費（書類申請、面接にかかる交通費等）は、応募者本人の負担となります。

※提出された書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

#### 【応募用紙提出先・応募に関するお問い合わせ】

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585

津南町役場総務課企画財政班 保坂・樋口

Tel 025-765-3112 fax 025-765-4625

メール：somu@town.tsunan.niigata.jp

URL <http://www.town.tsunan.niigata.jp/>

#### 【業務内容に関するお問い合わせ】

津南町役場農林振興課農林班 瀧沢・石沢

Tel 025-765-3115 fax 025-765-4625

メール：norin@town.tsunan.niigata.jp